よくあるお問い合わせ一覧

問1. 千葉県外の職場で働いていても、和洋の講習を受けることができますか？
A. 可能です。ただし免許状の更新は、勤務校を管理する教育委員会にて行ってください。

問2. 現在、免許状を必要としない「職」に就いています。修了確認期限が迫っているのですが、講習を受ける必要がありますか？
A. 免許状を必要としない「職」であれば受講の必要は無く、お持ちの免許状も失効することはありません（旧免許状所持者に限る）。今後教員として働く可能性がある場合は、採用までに免許状の更新が出来ていれば問題ありません。

問3. 現職の高校数学教諭ですが【選択領域】家庭の受講は可能ですか？
A. 原則として、ご自身の担当教科の講習を受講してください。免許状更新講習の本来の趣旨に基づき、得られるものがあるかどうかよくご判断の上でご受講科目を選択ください。無理に本学で受講するのではなく、近隣の大学・機関で行われる講習に該当科目が無いかどうか検索してみてください。

問4.「教員免許状更新講習システム」にログイン出来なくなってしまいました。パスワードは間違っていないと思うのですがどうしたら良いですか？
A.「受講番号」「メールアドレス」「パスワード」を改めてご確認ください。申込時に登録した「受講番号」「メールアドレス」「パスワード」で間違いがなく、それでもログインができない場合は、登録時にメールアドレス等を間違って入力している可能性があります。その際には、新たに ID の取得をせずに、本学教員免許状更新講習係まで連絡してください。

問5. 現職教員でない場合、申込書に記載する受講区分はどうしたらいいですか？また、勤務先の記入が必須になっていますが、何を記入すべきですか？
A. ①教員勤務経験がある方は、以前の勤務先を記入してください。②（例えば次年度）採用が決まっている方は、勤務予定校を記入してください。③非常勤講師リストに登録のある方は、リスト管理者（各都道府県の教育委員会）を記入してください。

問6. 中学校教諭一級免許状と高等学校教諭二級免許状を所持しています。免許状の記入欄に対応の免許状が無いのですがどうすれば良いですか？
A. 昭和 63 年の改正で、中学校教諭一級免許状→中学校教諭一種免許状、高等学校教諭二級免許状→高等学校教諭一種免許状となりました。プルダウンからそれぞれを選んで登録してください。

問7．所持している免許状が旧姓のままなのですが、講習終了時に発行していただける証明書も旧姓のままでないと更新が出来ないのでしょうか？
A．こちらで発行する証明書は現在の姓になりますが、免許状自体は旧姓のままで更新されます。現在の姓に変更したい場合は、ご自身で教育委員会に申請をしてください。ただし「教員免許状更新講習システム」へは必ず現在の姓で登録してください。